平成２６年（フ）第９５６号
京都府相楽郡和束町大字原山小字小瀬谷79番地
債務者　荒木　庄市
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中筋　斉子
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月14日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０９号
名古屋市緑区武路町2415番地
債務者　竹屋　三郎
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋田　智弘
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６４号
愛知県愛知郡東郷町兵庫３丁目３番地８
債務者　若杉　浩樹
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原　宏二
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年１月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番２―403号
債務者　遠藤　幸雄
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月16日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１０８号
山口県宇部市大字沖ノ旦863番地２ハイツマナベＡ棟１号
債務者　野口　　豊
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　　博
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７３２号
東京都八王子市楢原町448番地４レジデンスＭＳ101号
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川健太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年12月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４７９号
千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目７番地の26
債務者　菊島　　勝
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　徳子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第８０４号
東京都青梅市河辺町２丁目1001番地の２ライオンズヴィアーレ多摩川河辺405号
債務者　堀内　秀幸
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　啓介
4　破産債権の届出期間　平成26年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３１７号
東京都国分寺市泉町２丁目５―２―714　西国分寺ゆかり参番街
債務者　神谷　光男
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　雅人
4　破産債権の届出期間　平成26年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６７号
新潟市西区小新南１丁目17番10号　コンドミニアムリベロ三日月101
債務者　小林敬一郎
1　決定年月日時　平成26年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平石　直樹
4　破産債権の届出期間　平成26年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９６号
北海道旭川市旭町２条17丁目199番地の119
債務者　内田英一郎
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９７号
北海道旭川市旭町２条17丁目199番地の119
債務者　内田　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県小野市北丘町160番地の１
債務者　松井真紀子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１７２号
東京都品川区西五反田７丁目１番11―1002号、前住所滋賀県草津市野路９丁目14番１―710号　ＡＬＴＡ南草津ビュー、前々住所大津市大江６丁目27番１―302号
債務者　阿部　陽介
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８４号
広島県東広島市西条町下見4159番地３　ラオム山茶花Ｂ103号、申立時の住所広島県東広島市西条町西条528番地16
債務者　上尾　満春
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部